

5. 養育費受取に係る弁護士等の活用（補助金上限 15 万円）

補助内容

養育費の請求・回収を目的として、弁護士等と契約し手続（強制執行等）を行うための費用を補助します。

対象経費

- 強制執行申立、財産開示手続申立、第三者からの情報取得手続申立等に係る費用

対象者（以下すべてに該当）

- 申請時にひとり親で、弁護士等と契約して養育費を請求または回収することを目的として調停申立て等を行うために要する費用を負担した者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費の領収書等
- 弁護士等と締結した契約書
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 支給上限金額を超えたとき、または弁護士等（法テラス活用含む）から援助の終結決定がされたとき
-